

2 1 災害復旧・復興関係

各種災害復興支援制度の概要

災害弔慰金

| 支援の種類 | 給付 |
|--------|---|
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が死亡した場合：500万円を支給・その他の者が死亡した場合：250万円を支給 |
| 活用できる方 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡した方のご遺族です。 ●ご遺族の範囲 <ul style="list-style-type: none"> ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ. 上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。 |
| お問い合わせ | 長野市福祉政策課 |

災害障害見舞金

| 支援の種類 | 給付 |
|--------|--|
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円を支給・その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円を支給 |
| 活用できる方 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害により以下のような重い障害を受けた方です。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼が失明した人 2. 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 5. 両上肢をひじ関節以上で失った人 6. 両上肢の用を全廃した人 7. 両下肢をひざ関節以上で失った人 8. 両下肢の用を全廃した人 9. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人 ※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。 |
| お問い合わせ | 長野市福祉政策課 |

被災者生活再建支援制度

| 支援の種類 | 給付 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|-------------|-----------|-------|-------|---|-----------|-----------|--|---------------------|-------|-------|-------|-------|----|-------|-------|-------------|------|-------|-----------------------|------|-------|-------|-------|----|-------|-------|-------------|------|-------|
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。 ●支給額は、次のとおりです。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>(住宅の被害程度)</th> <th colspan="2">(住宅の再建方法)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">①全壊 (損害割合 50%以上)</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">④大規模半壊 (損害割合 40%台)</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> | | 基礎支援金 | 加算支援金 | | 計 | (住宅の被害程度) | (住宅の再建方法) | | ①全壊 (損害割合 50%以上) | 100万円 | 建設・購入 | 200万円 | 300万円 | 補修 | 100万円 | 200万円 | 賃借(公営住宅を除く) | 50万円 | 150万円 | ④大規模半壊 (損害割合 40%台) | 50万円 | 建設・購入 | 200万円 | 250万円 | 補修 | 100万円 | 150万円 | 賃借(公営住宅を除く) | 50万円 | 100万円 |
| | | | 基礎支援金 | 加算支援金 | | | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (住宅の被害程度) | (住宅の再建方法) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ①全壊 (損害割合 50%以上) | 100万円 | 建設・購入 | 200万円 | 300万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補修 | | | 100万円 | 200万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賃借(公営住宅を除く) | | | 50万円 | 150万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ④大規模半壊 (損害割合 40%台) | 50万円 | 建設・購入 | 200万円 | 250万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 補修 | 100万円 | 150万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 賃借(公営住宅を除く) | 50万円 | 100万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②解体 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③長期避難 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

資料 21-1 各種災害復興支援制度の概要

| | | | | | |
|--------|--|---|-------------|-------|-------|
| | ⑤中規模半壊 (損害割合 30%) | - | 建設・購入 | 100万円 | 100万円 |
| | | | 補修 | 50万円 | 50万円 |
| | | | 賃借(公営住宅を除く) | 25万円 | 25万円 |
| | ●支援金の使途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。 詳しくは、内閣府防災情報のページ「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。 | | | | |
| 活用できる方 | ●制度の対象となる自然災害は、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等 ●制度の対象となる被災世帯は、以下のとおりです。 ①住宅が「全壊」した世帯 ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯) ●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。 | | | | |
| お問い合わせ | 長野県、長野市 | | | | |

災害援護資金(災害弔慰金の支給等に関する法律)

| | | | | | | |
|---|---|--------------------|--|--|-------|-------|
| 支援の種類 | 貸付 | | | | | |
| 制度の内容 | ●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。 | | | | | |
| | 貸付限度額 | ①世帯主に1か月以上の負傷がある場合 | | | | |
| | | ア 当該負傷のみ | | | | 150万円 |
| | | イ 家財の3分の1以上の損害 | | | | 250万円 |
| | | ウ 住居の半壊 | | | | 270万円 |
| | | エ 住居の全壊 | | | | 350万円 |
| | | ②世帯主に1か月以上の負傷がない場合 | | | | |
| | | ア 家財の3分の1以上の損害 | | | | 150万円 |
| | | イ 住居の半壊 | | | | 170万円 |
| | | ウ 住居の全壊(エの場合を除く) | | | | 250万円 |
| エ 住居の全体の滅失又は流失 | | | | | 350万円 | |
| 貸付利率 | 年3%(据置期間中は無利子) | | | | | |
| 据置期間 | 3年以内(特別の場合5年) | | | | | |
| 償還期間 | 10年以内(据置期間を含む) | | | | | |
| 活用できる方 | ●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 2. 家財の1/3以上の損害 3. 住居の半壊又は全壊・流出 ●所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。 | | | | | |
| | 世帯人員 | 市町村民税における前年の総所得金額 | | | | |
| | 1人 | 220万円 | | | | |
| | 2人 | 430万円 | | | | |
| | 3人 | 620万円 | | | | |
| | 4人 | 730万円 | | | | |
| 5人以上 | 1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。 | | | | | |
| ※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適応された市町村が1以上ある場合の災害です。 | | | | | | |
| お問い合わせ | 長野市福祉政策課 | | | | | |

資料 21-1 各種災害復興支援制度の概要

生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護費））

| | | |
|--------|---|---------------------------------------|
| 支援の種類 | 貸付（融資） | |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要な費用（福祉費（災害援護費）」についての貸付があります。それぞれの貸付限度額等は次のとおりです。 | |
| | 【緊急小口資金】 | |
| | 貸付限度額 | 10万円以内 |
| | 貸付利率 | 無利子 |
| | 据置期間 | 貸付けの日から2月以内 |
| | 償還期間 | 据置期間経過後12月以内 |
| | 【福祉費】 | |
| | 貸付限度額 | 150万円（目安） |
| | 貸付利率 | 連帯保証人を立てた場合：無利子 連立保証人を立てない場合：年1.5% |
| | 据置期間 | 貸付けの日から6月以内 |
| 償還期間 | 据置期間経過後7年以内（目安） | |
| 活用できる方 | <ul style="list-style-type: none"> ●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。 ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、都道府県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯 ●福祉費（災害援護費）については、災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外 | |
| お問い合わせ | 社会福祉協議会 | |

母子父子寡婦福祉貸付金

| | |
|--------|--|
| 支援の種類 | 貸付（融資） |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満） ●寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 寡婦（かつて母子家庭の母であった者） 2. 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方 |
| 活用できる方 | |
| お問い合わせ | 長野市子育て家庭福祉課 |

恩給担保貸付

| | | |
|--------|--|--|
| 支援の種類 | 融資 | |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●軍人恩給や援護年金などを担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 | |
| | 貸付限度額 | 250万円以内、ただし軍人恩給や援護年金などの年額の3年分以内 |
| | 対象経費 | 住宅などの資金や事業資金 |
| | 保証人等 | 軍人恩給や援護年金などの証書を預けることが必要 ※金利については株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。 |
| 活用できる方 | ●軍人恩給や援護年金などの受給者の方が対象です。 | |
| お問い合わせ | 株式会社日本政策金融公庫 | |

教科書等の無償給与

| | |
|--------|---|
| 支援の種類 | 現物支給 |
| 制度の内容 | ●災害救助法に基づき、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。 |
| 活用できる方 | ●災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む）が対象です。 |
| お問い合わせ | 長野県、災害救助法が適用された市町村 |

特別支援学校等への就学奨励事業

| | |
|--------|--|
| 支援の種類 | 給付・還付、現物支給・現物貸与 |
| 制度の内容 | ●被災により、特別支援学校等への就学が経済的に困難となった幼児、児童又は生徒の保護者等を対象に、就学に必要な通学費、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助します。 |
| 活用できる方 | ●被災により新たに特別支援教育就学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯 |
| お問い合わせ | 長野県、長野市、学校 |

小・中学生の就学援助措置

| | |
|--------|---|
| 支援の種類 | 給付・還付 |
| 制度の内容 | ●災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、公害活動費、学校給食費等を援助します。 |
| 活用できる方 | ●災害による経済的な理由によって就学が困難となった児童・生徒の保護者。なお、避難をされている方も、この制度を活用することができます。 |
| お問い合わせ | 長野県、長野市、学校 |

高等学校授業料等減免措置

| | |
|--------|--|
| 支援の種類 | 減免・猶予 |
| 支援の内容 | ●災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学金及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除します。 |
| 活用できる方 | ●地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める方が対象です。 |
| お問い合わせ | 長野県、長野市、学校 |

高校生等奨学給付金

| | |
|--------|---|
| 支援の種類 | 給付 |
| 支援の内容 | ●低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するために支給する高校生等奨学給付金において、災害等により家計が急変し、非課税相当となった世帯の生徒も支援の対象となります。 |
| 活用できる方 | ●都道府県が家計急変による経済的理由から住民税非課税世帯に相当すると認める方が対象です。 |
| お問い合わせ | 長野県、学校 |

高等教育の就学支援新制度（家計が急変した学生）

| | |
|--------|--|
| 支援の種類 | 減免・給付 |
| 制度の内容 | ●住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度です。 |
| 活用できる方 | ●通常は、前年度の課税標準額により審査を行います。災害等の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査し、所得要件等を満たした方が対象です。 |
| お問い合わせ | 給付型奨学金について、在籍する各学校（奨学金の担当の窓口）又は日本学生支援機構奨学金相談センター 授業料等減免について、在籍する各学校（授業料担当の窓口） |

資料 21-1 各種災害復興支援制度の概要

大学等授業料等減免措置

| | |
|--------|--|
| 支援の種類 | 減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む） |
| 制度の内容 | ●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において授業料等の減額、免除を行います。 |
| 活用できる方 | ●各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。 |
| お問い合わせ | 在籍する各大学等（授業料担当窓口） |

国の教育ローン

| | | |
|--------|--|-------------------------------|
| 支援の種類 | 貸付（融資） | |
| 制度の内容 | ●入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。 | |
| | ●貸付限度額等は次のとおりです。 | |
| | 貸付限度額 | 学生・生徒 1 人あたり 350 万円以内 |
| | 対象経費 | 学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等 |
| 保証人等 | （公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の 4 親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要 | |
| | ※金利については株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。 | |
| 活用できる方 | ●世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり | |
| お問い合わせ | 株式会社日本政策金融公庫 | |

緊急採用奨学金

| | |
|--------|---|
| 支援の種類 | 貸与 |
| 制度の内容 | ●災害等により家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施します。 |
| 活用できる方 | ●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒 |
| お問い合わせ | 在籍する各学校（奨学金担当窓口） |

JASSO 災害支援金

| | |
|--------|---|
| 支援の種類 | 給付 |
| 制度の内容 | ●災害等により、学生・生徒又はその生計維持者の居住する住宅に、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む）以上の被害を受けたり、床上浸水となった学生・生徒に対して、支援金（10万円）を支給します。 |
| 活用できる方 | ●日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒 |
| お問い合わせ | 在籍する各学校（奨学金担当窓口） |

児童扶養手当等の特別措置

| | |
|--------|---|
| 支援の種類 | 給付 |
| 制度の内容 | ●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。 |
| 対象となる方 | ●障害者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯 |
| お問い合わせ | 長野市 |

地方税の特別措置

| | |
|-------|---|
| 支援の種類 | 減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む） |
| 支援の内容 | ●地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けることができます。 |
| | ●徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができます。 |
| | ●期限の延長 災害により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長され |

資料 21-1 各種災害復興支援制度の概要

| | |
|--------|---|
| | ます。これには都道府県・市町村が条例で一律に期限を延長している場合と都道府県・市町村への申請により延長が認められる場合があります。一律に期限を延長している場合には手続きは必要ありません。詳しくは、お住まいの都道府県・市町村にお問い合わせください。 |
| 活用できる方 | ●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。 |
| お問い合わせ | 長野県、長野市（市民税課など） |

国税の特別措置

| | |
|--------|---|
| 支援の種類 | 延長、猶予（延長・金利の値下げ含む） |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、国税庁長官が申告・納付などの期限を延長する地域と期日を定めて告示することで、その告示の期日まで申告・納付などの期限が延長される場合（地域指定）と、所轄税務署長に申告・納付などの期限の延長を申請し、その承認を受けることにより延長される場合（個別指定）とがあります。 ●納税の猶予 災害などにより被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。 ●予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。 ●給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができます。 ●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、1. 所得税法に定める雑損控除の方法、2. 災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。 |
| 活用できる方 | <ul style="list-style-type: none"> ●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。 ●納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方など一定の要件を満たす方が対象です。 ●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。 ●雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。 |
| お問い合わせ | 税務署 |

医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等

| | | |
|--------|---|--|
| 支援の種類 | 減免、支払猶予 | |
| 制度の内容 | ●医療保険、介護保険の保険料・窓口負担について、減免措置等が講じられます。 | |
| | 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料及び窓口負担の減免・支払猶予 | 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者について、保険料及び窓口負担の減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。 |
| | 健康保険等の被保険者等の窓口負担の減免 | 健康保険等の被保険者等について、窓口負担の減免措置が講じられる場合があります。 |
| | 介護保険料及び利用者負担の減免 | 介護保険料の減免・支払猶予措置や、利用者負担の減免措置が講じられる場合があります。 |
| 活用できる方 | ●災害等による収入の減少などの特別な理由により、保険料・窓口負担の支払いが困難と認められる方 ●保険者によって取扱が異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者や市町村にご確認ください。 | |
| お問い合わせ | 健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険・介護保険）、国保組合、後期高齢者医療広域連合、共済組合などの各医療保険者・介護保険者の窓口 | |

国民年金保険料の免除等

| | |
|--------|--|
| 支援の種類 | 免除・納付猶予 |
| 制度の内容 | ●災害によって財産に相当な被害を受け、国民年金保険料の納付が困難な方は、申請により保険料の納付が免除等される場合があります。 |
| 活用できる方 | ●被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方が対象です。 |
| お問い合わせ | 長野市国民年金室 |

確定拠出年金関係における掛金の納付期限の延長

| | |
|--------|--|
| 支援の種類 | 納付期限の延長 |
| 制度の内容 | ●掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合には、掛金の納付期限が延長されます。 |
| 活用できる方 | ●企業型年金の事業主掛金及び加入者掛金については、以下の方です。 <ul style="list-style-type: none"> 掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める対象地域に所在地を有する企業型年金実施事業所の事業主 対象地域に所在地を有する企業型年金実施事業所の事業主を介して掛金を納付する企業型年金加入者 ●個人型年金の事業主掛金及び加入者掛金については、以下の方です。 <ul style="list-style-type: none"> 掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める対象地域に住所を有する個人型年金加入者 第2号加入者が事業主払込を行う場合であって、当該加入者を使用する事業主が対象地域に住所を有する場合、当該加入者 対象地域に住所を有し、中小事業主掛金納付制度を実施している中小事業主 |
| お問い合わせ | 企業型年金については、その運営管理業務を行っている確定拠出年金運営管理機関。個人型年金については、ご自身が個人型年金の加入手続を行った受付金融機関。 |

厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長

| | |
|--------|---|
| 支援の種類 | 納付期限の延長 |
| 制度の内容 | ●掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合には、掛金の納付期限が延長されます。 |
| 活用できる方 | ●厚生年金基金の掛金については、以下の方です。 ・掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める対象地域に所在地を有する厚生年金基金実施事業所の事業主 ・対象地域に所在地を有する厚生年金基金実施事業所の事業主を介して掛金を納付する厚生年金基金の加入員 ●国民年金基金については、掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める対象地域に住所を有する国民年金基金加入者 |
| お問い合わせ | 厚生年金基金については、その基金業務を行っている厚生年金基金。 国民年金基金については、ご自身が加入手続を行った国民年金基金（全国国民年金基金、職能型国民年金基金）。 |

障害福祉サービス等の利用者負担金の減免

| | |
|--------|--|
| 支援の種類 | 減免 |
| 制度の内容 | ●災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス等に要する費用を負担することが困難である方に対し、利用者負担額の減免が講じられることがあります。 |
| 活用できる方 | ●対象者については、都道府県、市町村が定めることとなります。 |
| お問い合わせ | 長野県、長野市の障害福祉担当窓口 |

公共料金・使用料等の特別措置

| | |
|--------|---|
| 支援の種類 | 減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む） |
| 制度の内容 | ●災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがあります。 ●電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがあります。 |
| 活用できる方 | ●対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定めることとなります。 |
| お問い合わせ | 長野県、長野市、関係事業者 |

放送受信料の免除

| | |
|--------|---|
| 支援の種類 | 免除 |
| 制度の内容 | ●災害により被害を受けた受信契約者の放送受信料が一定期間免除されることがあります。 |
| 活用できる方 | ●受信契約の住所の建物が、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた方 |
| お問い合わせ | 日本放送協会 |

資料 21-1 各種災害復興支援制度の概要

被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援

| | |
|--------|---|
| 支援の種類 | 減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）、サービス |
| 制度の内容 | <p>●住宅ローンを借りている個人の方や、事業に必要な資金を借りている個人事業主の方で、自然災害（注）の影響によって災害前の借入の返済が困難となった方は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、破産手続などの法的な手続によらず、債務の免除等を受けられます。</p> <p>（注）東日本大震災又は平成27年9月2日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害</p> <p>●ガイドラインによる債務整理のメリットは次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができます。 ・破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは、個人情報情報として登録されないため、その後の新たな借入に影響が及びません。 ・国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができます。 <p>詳しくは、一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関ホームページをご参照ください。</p> |
| 活用できる方 | ●自然災害の影響によって、災害前の住宅ローンや事業性ローン等の借入を返済することができないまたは近い将来において返済できないことが確実と見込まれる個人の債務者が対象になります。 |
| お問い合わせ | ●ローンの借入先にお問い合わせください。 |

生活困窮者自立支援制度

| | |
|--------|--|
| 支援の種類 | サービス、給付、現物支給 |
| 制度の内容 | <p>●福祉事務所を設置する地方公共団体の相談窓口において、様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、以下の各種支援を実施するほか、他の専門機関と連携して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を行うものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業 相談者の抱えている課題を適切にアセスメントした上で、自立に向けた支援計画を作成し、伴走型の支援を行います。 ・住居確保給付金の支給 離職により住居を失った方等に対し、就職活動を支えるため、一定期間にわたり家賃相当額を支給します。 ・就労準備支援事業 就労に向けて準備が必要な方を対象に、生活習慣や社会参加能力の形成・改善を図りつつ、就労に必要な知識、意欲の向上に向けて、最長1年間の集中的な支援を行います。 ・家計改善支援事業 家計表を活用し、家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援を行います。 ・一時生活支援事業 住居を持たない方に対し一定期間、宿泊場所や衣食の提供を行います。 ・子どもの学習・生活支援事業 生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や居場所づくり、親への養育支援等を通して、子どもの将来の自立に向けたきめ細かな支援を行います。 ・認定就労訓練事業 民間事業者の自主的な取組みとして、雇用による就業を継続して行うことが困難な方を対象に、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。 |
| 活用できる方 | ●生活に困窮する方（一部の事業の利用には年齢や資産・収入に関する要件があります） |
| お問い合わせ | 最寄りの自立相談支援機関（長野県、長野市） |

資料 21-1 各種災害復興支援制度の概要

生活保護

| 支援の種類 | 給付 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|--|----------|--------|-------|--------------------|----------|----------|--------------|---------|---------|------------------|----------|----------|-----------------|----------|----------|
| 支援の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。 ●生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。 ●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。 ●扶助の基準は、厚生労働大臣が設定します。 生活扶助額の例（※令和4年4月1日時点） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>東京都区部等</th> <th>地方郡部等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）</td> <td>156,990円</td> <td>137,860円</td> </tr> <tr> <td>高齢者単身世帯（68歳）</td> <td>76,880円</td> <td>65,200円</td> </tr> <tr> <td>高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）</td> <td>119,920円</td> <td>104,790円</td> </tr> <tr> <td>母子世帯（30歳、4歳、2歳）</td> <td>188,740円</td> <td>166,590円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※児童養育加算、母子加算を含む。</p> | | 東京都区部等 | 地方郡部等 | 標準3人世帯（33歳、29歳、4歳） | 156,990円 | 137,860円 | 高齢者単身世帯（68歳） | 76,880円 | 65,200円 | 高齢者夫婦世帯（68歳、65歳） | 119,920円 | 104,790円 | 母子世帯（30歳、4歳、2歳） | 188,740円 | 166,590円 |
| | | 東京都区部等 | 地方郡部等 | | | | | | | | | | | | | |
| 標準3人世帯（33歳、29歳、4歳） | 156,990円 | 137,860円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 高齢者単身世帯（68歳） | 76,880円 | 65,200円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 高齢者夫婦世帯（68歳、65歳） | 119,920円 | 104,790円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 母子世帯（30歳、4歳、2歳） | 188,740円 | 166,590円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 活用できる方 | ●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| お問い合わせ | 長野県、長野市の福祉事務所 | | | | | | | | | | | | | | | |

未払賃金立替払制度

| | |
|--------|---|
| 支援の種類 | 立替（債権者向け） |
| 支援の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払います。 ●対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。 ●立替払した場合は、独立行政法人労働者健康安全機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。 |
| | 活用できる方 |
| お問い合わせ | 労働基準監督署、独立行政法人労働者健康福祉機構 |

雇用保険の失業等給付

| | |
|-------|--|
| 支援の種類 | 給付 |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。 ●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。 |

資料 21-1 各種災害復興支援制度の概要

| | |
|--------|---|
| 活用できる方 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。 ●激甚災害法第 25 条の規定が適用された場合に、激甚災害法の適用を受ける地域に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、休業を余儀なくされた方が対象です。 |
| お問い合わせ | 公共職業安定所 |

ハロートレーニング（公的職業訓練）

| | |
|--------|---|
| 支援の種類 | 給付・還付、サービス |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。 ●また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金が支給される制度もあります。 |
| 活用できる方 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要で、かつその訓練を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たしており、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者が対象です。 |
| お問い合わせ | 公共職業安定所 |

職業転換給付金（求職活動支援費、移転費、訓練手当）の支給

| | |
|--------|---|
| 支援の種類 | 給付・還付 |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職または公共職業訓練等を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給されます。また、訓練を行っている期間については訓練手当が支給されます。 【求職活動支援費】 ハローワークを通じて広域の求職活動を行う場合に広域求職活動費（交通費、宿泊料）を、面接等又は公共職業訓練等を受講するために保育等サービスを利用する場合に求職活動関係役員利用費を支給。 【移転費】 就職又は公共職業訓練等を受講するために住所を移転する場合に、移転費（交通費、移転料、着後手当）を支給。 【訓練手当】 ハローワークの所長の指示により職業訓練を受講する場合に訓練手当を支給。 ・基本手当 日額3,530円～4,310円 ・受講手当 日額500円（40日を限度） ・通所手当 月額42,500円まで ・寄宿手当 月額10,700円 ※ その他、就職が困難な失業者等を作業環境に適応させる職場適応訓練を実施した事業主に対して職場適応訓練費が支給される。 |
| 活用できる方 | <ul style="list-style-type: none"> ●激甚な災害を受けた地域において就業していて災害により離職を余儀なくされた方など。 |
| お問い合わせ | 公共職業安定所又は長野労働局、長野県 |

法的トラブル等に関する情報提供

| | |
|--------|---|
| 支援の種類 | サービス |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国统一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内します。 |
| 活用できる方 | <ul style="list-style-type: none"> ●利用に際して制限はありません（法的トラブルかどうかわからない方も、お気軽にお問い合わせください）。 |
| お問い合わせ | 法テラス |

弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度

| | |
|--------|--|
| 支援の種類 | サービス、立替（債権者向け・債務者向け） |
| 制度の内容 | <p>日本司法支援センター（法テラス）では、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、次の援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 弁護士又は司法書士による無料法律相談（「法律相談援助」） ● 裁判所における民事・家事及び行政事件に関する手続又はそれに先立つ示談交渉等における 弁護士又は司法書士費用（着手金・実費等）の立替え（「代理援助」） ● 裁判所に提出する書類の作成における司法書士又は弁護士費用（報酬・実費等）の立替え（「書類作成援助」） |
| 活用できる方 | <ul style="list-style-type: none"> ● 次の要件を満たしている場合に援助を受けることができます。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 法律相談援助の場合は（１）と（３）、代理援助と書類作成援助の場合は（１）から（３）のいずれも満たす必要があります。 （１） 資力が一定額以下であること <ul style="list-style-type: none"> 夫婦間の紛争の場合を除き、原則として、配偶者の収入・資産を加算した金額で判断します。 ① 月収額（賞与を含む手取り年収の1/12）が一定額以下であること <ul style="list-style-type: none"> 単身者 182,000円以下（200,200円以下） 2人家族 251,000円以下（276,100円以下） 3人家族 272,000円以下（299,200円以下） 4人家族 299,000円以下（328,900円以下） ※（ ）内は、東京、大阪などの大都市の基準です。 ※ 5人家族以上は、1人増につき30,000円（33,000円）が加算されません。 ※ 医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。 ※ 家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度内でその全額が加算されます（東京都特別区については、別途定めあり。）。 単身者／41,000円 2人家族／53,000円 3人家族／66,000円 4人家族以上／71,000円 ② 保有資産が一定額以下であること <ul style="list-style-type: none"> 現金、預貯金、有価証券、不動産（自宅と係争物件を除く）などの保有資産の価値を合計して（法律相談援助の場合は、現金と預貯金のみの合計）、次の基準を満たす必要があります。 単身者／180万円以下 2人家族／250万円以下 3人家族／270万円以下 4人家族／300万円以下 ※ 3か月以内に医療費、教育費などの出費がある場合は控除されます。 （２） 勝訴の見込みがないとはいえないこと <ul style="list-style-type: none"> 和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。 （３） 民事法律扶助の趣旨に適すること <ul style="list-style-type: none"> 報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。 |
| お問い合わせ | 法テラス |

災害復興住宅融資（建設）

| | |
|------------------------------|--|
| 支援の種類 | 貸付（融資） |
| 制度の内容 （独立行政法人住宅金融支援機構の場合） | <ul style="list-style-type: none"> ● 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。 ● 融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要です。 ● 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ● この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 |

資料 21-1 各種災害復興支援制度の概要

| | | | |
|--------|---|-----------|----------|
| | | 融資限度額（※1） | 返済期間（※2） |
| | 土地取得資金なし | 2,700万円 | 35年 |
| | 土地取得資金あり | 3,700万円 | |
| | <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>（注）その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p> | | |
| 活用できる方 | ●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。 | | |
| お問い合わせ | 独立行政法人住宅金融支援機構 | | |

災害復興住宅融資（購入）

| | | | | | |
|------------------------------|---|-----------|----------|---------|-----|
| 支援の種類 | 貸付（融資） | | | | |
| 制度の内容 （独立行政法人住宅金融支援機構の場合） | <p>●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を購入する場合に受けられる融資です。</p> <p>●融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません。</p> <p>※ 店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要です。</p> <p>●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です</p> <p>●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>融資限度額（※1）</td> <td>返済期間（※2）</td> </tr> <tr> <td>3,700万円</td> <td>35年</td> </tr> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>（注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p> | 融資限度額（※1） | 返済期間（※2） | 3,700万円 | 35年 |
| 融資限度額（※1） | 返済期間（※2） | | | | |
| 3,700万円 | 35年 | | | | |
| 活用できる方 | ●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。 | | | | |
| お問い合わせ | 独立行政法人住宅金融支援機構 | | | | |

災害復興住宅融資（補修）

| | | | | | |
|------------------------------|---|-----------|----------|---------|-----|
| 支援の種類 | 貸付（融資） | | | | |
| 制度の内容 （独立行政法人住宅金融支援機構の場合） | <p>●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。</p> <p>●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。</p> <p>●この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>融資限度額（※1）</td> <td>返済期間（※2）</td> </tr> <tr> <td>1,200万円</td> <td>20年</td> </tr> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>（注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p> | 融資限度額（※1） | 返済期間（※2） | 1,200万円 | 20年 |
| 融資限度額（※1） | 返済期間（※2） | | | | |
| 1,200万円 | 20年 | | | | |

資料 21-1 各種災害復興支援制度の概要

| | |
|--------|---|
| 活用できる方 | ●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補修される方で、「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。 |
| お問い合わせ | 独立行政法人住宅金融支援機構 |

住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

| | |
|--------|--|
| 支援の種類 | 減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む） |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。 ●概要は次のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、1～3年間 2. 払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ（ただし、引下げ後の金利が0%を下回る場合は0.01%までの引下げ） <ul style="list-style-type: none"> ※フラット35（買取型）の場合は0.5%引き下げた金利 3. 返済期間の延長：被災の程度に応じて、1～3年 <ul style="list-style-type: none"> ※支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。 |
| 活用できる方 | <ul style="list-style-type: none"> ●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 2. 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方 3. 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方 |
| お問い合わせ | 独立行政法人住宅金融支援機構 |

生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費））

| | | | | | | | | | |
|--------|---|-------|-----------|------|---------------------------------------|------|-------------|------|-----------------|
| 支援の種類 | 貸付（融資） | | | | | | | | |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>250万円（目安）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から6月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後7年以内（目安）</td> </tr> </table> ●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。 ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、都道府県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。 | 貸付限度額 | 250万円（目安） | 貸付利率 | 連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5% | 据置期間 | 貸付けの日から6月以内 | 償還期間 | 据置期間経過後7年以内（目安） |
| 貸付限度額 | 250万円（目安） | | | | | | | | |
| 貸付利率 | 連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5% | | | | | | | | |
| 据置期間 | 貸付けの日から6月以内 | | | | | | | | |
| 償還期間 | 据置期間経過後7年以内（目安） | | | | | | | | |
| 活用できる方 | <ul style="list-style-type: none"> ●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯 ●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外 | | | | | | | | |
| お問い合わせ | 長野県社会福祉協議会または長野市社会福祉協議会 | | | | | | | | |

母子父子寡婦福祉資金の住宅資金

| | | | | | | | | | |
|--------|---|-------|---------|------|-------------------------------------|------|-----|------|----|
| 支援の種類 | 貸付（融資） | | | | | | | | |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>200万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>6か月</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>7年</td> </tr> </table> | 貸付限度額 | 200万円以内 | 貸付利率 | 連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0% | 据置期間 | 6か月 | 償還期間 | 7年 |
| 貸付限度額 | 200万円以内 | | | | | | | | |
| 貸付利率 | 連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0% | | | | | | | | |
| 据置期間 | 6か月 | | | | | | | | |
| 償還期間 | 7年 | | | | | | | | |
| 活用できる方 | ●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯が対象です。 | | | | | | | | |
| お問い合わせ | 長野県・長野市の福祉事務所 | | | | | | | | |

公営住宅への入居

| | |
|--------|---|
| 支援の種類 | 現物支給・現物貸与 |
| 制度の内容 | ●低所得の被災者の方は、公営住宅に入居することができます。 ●公営住宅の家賃は収入や住戸に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。 |
| 活用できる方 | ●災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方 ※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、地方公共団体（都道府県、市町村）で別に定める場合があります。 |
| お問い合わせ | 長野県、長野市 |

特定優良賃貸住宅等への入居

| | |
|--------|---|
| 支援の種類 | 現物支給・現物貸与 |
| 制度の内容 | ●被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができます。 |
| 活用できる方 | ●以下の要件を満たす方が対象です。 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの（48万7千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者（15万8千円に満たない所得のある者にあつては、所得の上昇が見込まれる者）に限ります。） |
| お問い合わせ | 長野県、長野市 |

地域優良賃貸住宅への入居

| | |
|--------|---|
| 支援の種類 | 現物支給・現物貸与 |
| 制度の内容 | ●被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間事業者等が整備する地域優良賃貸住宅に入居することができます。 |
| 活用できる方 | ●以下の要件を満たす方が対象です。 災害等特別な事情があり、入居させることが適当と認められる世帯として、地方公共団体が地域住宅計画等に定めるものであって、その所得が38万7千円以下のもの。 |
| お問い合わせ | 長野県、長野市 |

セーフティネット登録住宅への入居

| | |
|--------|--|
| 支援の種類 | 現物支給・現物貸与 |
| 制度の内容 | ●被災者の方は、民間賃貸住宅等を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット登録住宅に入居することができます。 |
| 活用できる方 | ●以下の要件を満たす方が対象です。 災害（発生した日から起算して三年を経過していないものに限る。）により滅失若しくは損傷した住宅に居住していた方、又は災害に際し災害救助法が適用された災害発生市町村の区域に住所を有していた方等。 |
| お問い合わせ | 長野県、長野市 |

障害物の除去

| | |
|--------|--|
| 支援の種類 | 現物支給 |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法に基づき、災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている方に対して、障害物を除去します。 ●障害物の除去は、都道府県又は市町村が業者等に委託して実施します。 ●障害物の除去の費用は、市町村内において行った1世帯当たりの平均が13万8,300円以内（令和4年4月基準）です。ただし、この費用の範囲内で対応できない場合は、事前に都道府県から国へ協議を行うことができます。 ※詳細については、内閣府のホームページをご確認ください。 |
| 活用できる方 | <ul style="list-style-type: none"> ●居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあって、自らの資力では当該障害物を除去できない方が対象です。なお、原則として敷地内については、住家への出入口等で日常生活に支障をきたすもの、放置しておくことが居住者等の生命に危険を及ぼす可能性のあるものを除去する場合も対象となります。 ●雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家が倒壊するおそれがある場合についても対象となります。 |
| お問い合わせ | 長野県、災害救助法が適用された市町村 |

住宅の応急修理

| | |
|--------|--|
| 支援の種類 | 現物支給 |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法に基づき、住宅が中規模半壊、半壊（半焼）、準半壊のいずれかの住家被害を受け、自ら修理する資力がない世帯又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。（全壊（全焼）の場合は、修理することで居住することが可能となる場合には、個別に対象とすることが可能です。） ●応急修理は、都道府県又は市町村が業者に委託して実施します。 ●修理限度額は令和4年4月基準において1世帯あたり、 <ul style="list-style-type: none"> ① 大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼）の世帯：65万5千円以内 ② 準半壊（損害割合が10%以上20%未満）の世帯：31万8千円以内 ●同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。 ※詳細については、内閣府のホームページをご確認ください。 |
| 活用できる方 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法が適用された市町村において、り災証明に「全壊（全焼）、大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼）、準半壊」と記載されている方 ※応急修理期間における応急仮設住宅の使用については、応急修理の期間が1ヵ月を超えると見込まれる方であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方に対して、令和2年7月豪雨災害から、応急仮設住宅の入居が可能です。（入居期限は災害の発生の日から原則6ヶ月） |
| お問い合わせ | 長野県、災害救助法が適用された市町村 |

宅地防災工事融資

| | | | | | |
|------------------------------|---|-------|---------|------|-------|
| 支援の種類 | 貸付（融資） | | | | |
| 支援の内容 （独立行政法人住宅金融支援機構の場合） | <ul style="list-style-type: none"> ●地方公共団体から、宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含みます。）の工事のための費用を融資します。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>融資限度額</td> <td>1,190万円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>20年以内</td> </tr> </table> <p>※その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p> | 融資限度額 | 1,190万円 | 償還期間 | 20年以内 |
| 融資限度額 | 1,190万円 | | | | |
| 償還期間 | 20年以内 | | | | |
| 活用できる方 | <ul style="list-style-type: none"> ●宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、勧告又は改善命令を受けた方が対象です。 | | | | |
| お問い合わせ | 独立行政法人住宅金融支援機構 | | | | |

地すべり等関連住宅融資

| 支援の種類 | 貸付（融資） | | | | | | | |
|--|---|---|---|----------|---|-----------|--|---------|
| 制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合) | <p>●地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設又は購入する場合にご利用いただけます。</p> <p>●融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがあります。</p> | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td>地すべり関連住宅</td> <td>地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。</td> </tr> <tr> <td>土砂災害関連住宅</td> <td>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。</td> </tr> <tr> <td>密集市街地関連住宅</td> <td>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。</td> </tr> </table> | 地すべり関連住宅 | 地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。 | 土砂災害関連住宅 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。 | 密集市街地関連住宅 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。 | |
| | 地すべり関連住宅 | 地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。 | | | | | | |
| | 土砂災害関連住宅 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。 | | | | | | |
| 密集市街地関連住宅 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。 | | | | | | | |
| <p>●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>融資限度額</th> <th>返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地取得資金なし</td> <td>2,700万円</td> <td rowspan="2">35年</td> </tr> <tr> <td>土地取得資金あり</td> <td>3,700万円</td> </tr> </tbody> </table> | | 融資限度額 | 返済期間 | 土地取得資金なし | 2,700万円 | 35年 | 土地取得資金あり | 3,700万円 |
| | 融資限度額 | 返済期間 | | | | | | |
| 土地取得資金なし | 2,700万円 | 35年 | | | | | | |
| 土地取得資金あり | 3,700万円 | | | | | | | |
| | <p>※ その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p> | | | | | | | |
| 活用できる方 | <p>●関連事業計画又は勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、借入人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象です。</p> | | | | | | | |
| お問い合わせ | 独立行政法人住宅金融支援機構 | | | | | | | |

長期優良住宅化リフォーム推進事業

| 支援の種類 | 補助 | | | | | | | | | |
|--|---|----------------------|--------------|-------|---|--|----------------------|---|----------------------|----------------------|
| 制度の内容 | <p>●耐震改修や劣化対策改修、省エネ改修等の住宅の性能を向上させるリフォームを行う場合、リフォーム工事費等の一部を補助します。</p> <p>●補助率は1/3で、補助限度額は以下の通りです。</p> | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>リフォーム後の住宅の性能</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>長期優良住宅（増改築）認定を取得しないものの、一定の性能向上が認められる場合</td> <td>100万円/戸 (150万円/戸)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>長期優良住宅（増改築）認定を取得した場合</td> <td>200万円/戸 (250万円/戸)</td> </tr> </tbody> </table> | | リフォーム後の住宅の性能 | 補助限度額 | ① | 長期優良住宅（増改築）認定を取得しないものの、一定の性能向上が認められる場合 | 100万円/戸 (150万円/戸) | ② | 長期優良住宅（増改築）認定を取得した場合 | 200万円/戸 (250万円/戸) |
| | | リフォーム後の住宅の性能 | 補助限度額 | | | | | | | |
| ① | 長期優良住宅（増改築）認定を取得しないものの、一定の性能向上が認められる場合 | 100万円/戸 (150万円/戸) | | | | | | | | |
| ② | 長期優良住宅（増改築）認定を取得した場合 | 200万円/戸 (250万円/戸) | | | | | | | | |
| <p>※（ ）内は、以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三世帯同居対応改修工事を実施する場合 ・若者・子育て世帯が工事を実施する場合 ・既存住宅を購入し工事を実施する場合 ・一次エネルギー消費量を省エネ基準比▲20%とする場合 | | | | | | | | | | |
| 活用できる方 | <p>●本事業の要件を満たすリフォームを行う方</p> <p>※補助の申請は、本事業に登録されたリフォーム工事の施工業者または買取再販事業者</p> | | | | | | | | | |
| お問い合わせ | 長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室 | | | | | | | | | |

地域型住宅グリーン化事業

| | | |
|--------|--|-----------------------------------|
| 支援の種類 | 補助 | |
| 制度の内容 | ●省エネ性能等に優れた木造住宅の建設に対して補助を行っております。 ●補助対象及び補助限度額は下記の通りです。 | |
| | 長寿命型 | 認定長期優良住宅の建設に要する費用（補助限度額：140万円） |
| | 高度省エネ型 | 認定低炭素住宅の建設に要する費用（補助限度額：90万円） |
| | ゼロエネ住宅型 | ゼロ・エネルギー住宅等の建設に要する費用（補助限度額：140万円） |
| 活用できる方 | ●本事業の要件を満たす木造住宅の建設を行う方 ※補助の申請は、本事業に参加している施工業者 | |
| お問い合わせ | 地域型住宅グリーン化事業評価事務局 | |

リフォーム税制

| | | |
|--------|---|--|
| 支援の種類 | 税制特例措置 | |
| 制度の内容 | ●国税の控除 所得税について、工事内容に応じて20万円～105万円程度の控除を受けることができます。 | |
| | ●地方税の減額 固定資産税について、工事内容に応じて一定割合（1/3～2/3）の減額を受けることができます。 ※詳細については、国土交通省ホームページの「住宅のリフォームに利用可能な税制特例」又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。 | |
| 活用できる方 | ●耐震リフォーム、省エネリフォーム、バリアフリーリフォーム、長期優良住宅化リフォーム等を行い、一定の要件を満たす方が対象となります。 | |
| お問い合わせ | 国税の控除：税務署 地方税の減額：長野市 | |

株式会社日本政策金融公庫農林水産事業による資金貸付

| | | |
|--------|---|--|
| 支援の種類 | 融資 | |
| 支援の内容 | ●株式会社日本政策金融公庫では、農林漁業者等に対する各種の資金貸付を行っています。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。 ・農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資します。 ・農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資します。 ・林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金を融資します。 ・漁業基盤整備資金：漁港、漁場施設や漁船の復旧の資金を融資します。 | |
| 活用できる方 | ●農林漁業者 | |
| お問い合わせ | 株式会社日本政策金融公庫 | |

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

| | | |
|--------|--|--|
| 支援の種類 | 貸付（融資） | |
| 制度の内容 | ●小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）制度は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）の実施する経営指導を受ける小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ①貸付限度額 2,000万円 ②貸付金利 令和4年7月1日現在1.21% | |
| 活用できる方 | ●以下の1及び2の要件を満たす方 <ul style="list-style-type: none"> 1. 小規模事業者 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主 2. 商工会議所等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方 | |
| お問い合わせ | 最寄りの商工会議所・商工会・長野県商工会連合会 | |

資料 21-1 各種災害復興支援制度の概要

生活衛生改善貸付

| | |
|--------|--|
| 支援の種類 | 貸付（融資） |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●生活衛生改善貸付制度は、生活衛生同業組合、組合が設立されていない場合は、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「生活衛生同業組合等」という。）の実施する経営指導を受ける生活衛生関係営業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。 ①貸付限度額 2,000万円 ②貸付金利 令和4年6月1日現在1.21% |
| 活用できる方 | <ul style="list-style-type: none"> ●以下の1及び2の要件を満たす方 1. 小規模事業者 常時使用する従業員が5人以下（旅館業及び興行場営業の場合は20人以下）の生活衛生関係の事業を営む法人・個人事業主 2. 生活衛生同業組合等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方 |
| お問い合わせ | 最寄りの生活衛生同業組合、組合が設立されていない場合は、長野県生活衛生営業指導センター |

災害復旧貸付

| | | | | | | | | | |
|--------|--|-------|-----------------------|------|---|-------|-------------|------|--------------------|
| 支援の種類 | 貸付（融資） | | | | | | | | |
| 支援の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、日本政策金融公庫が事業復旧のための運転資金及び設備資金を融資します。 ●災害復旧貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行います。 ●日本政策金融公庫の災害復旧貸付の貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>各貸付制度ごとの貸付限度額に上乗せ3千万円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>適用する各貸付制度の貸付期間に準じる ※一般貸付を適用した場合は10年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活事業 ・中小企業事業 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>別枠で1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>15年以内（うち2年以内の据置可能）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●その他の条件等詳しくは各機関にご確認ください。 | 貸付限度額 | 各貸付制度ごとの貸付限度額に上乗せ3千万円 | 償還期間 | 適用する各貸付制度の貸付期間に準じる ※一般貸付を適用した場合は10年以内（うち2年以内の据置可能） | 貸付限度額 | 別枠で1億5千万円以内 | 償還期間 | 15年以内（うち2年以内の据置可能） |
| 貸付限度額 | 各貸付制度ごとの貸付限度額に上乗せ3千万円 | | | | | | | | |
| 償還期間 | 適用する各貸付制度の貸付期間に準じる ※一般貸付を適用した場合は10年以内（うち2年以内の据置可能） | | | | | | | | |
| 貸付限度額 | 別枠で1億5千万円以内 | | | | | | | | |
| 償還期間 | 15年以内（うち2年以内の据置可能） | | | | | | | | |
| 活用できる方 | ●中小企業・小規模事業者等 | | | | | | | | |
| お問い合わせ | 株式会社日本政策金融公庫 | | | | | | | | |

高度化事業（災害復旧貸付）

| | | | | | | | |
|--------|--|------|-------|------|--------------------|------|-----|
| 支援の種類 | 貸付（融資） | | | | | | |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する場合、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構が必要な資金の一部の貸付けを行います。 ●支援の内容は次のとおりです。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>貸付割合</td> <td>90%以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>20年以内（うち3年以内の据置可能）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●詳しくは都道府県にご確認ください。 | 貸付割合 | 90%以内 | 償還期間 | 20年以内（うち3年以内の据置可能） | 貸付利率 | 無利子 |
| 貸付割合 | 90%以内 | | | | | | |
| 償還期間 | 20年以内（うち3年以内の据置可能） | | | | | | |
| 貸付利率 | 無利子 | | | | | | |
| 活用できる方 | ●事業協同組合等であって、共同で施設等の復旧のために土地、建物、構築物、設備の復旧を行う場合が対象です。 | | | | | | |
| お問い合わせ | 長野県、独立行政法人中小企業基盤整備機構 | | | | | | |

資料 21-1 各種災害復興支援制度の概要

セーフティネット保証 4号

| 支援の種類 | 信用保証 |
|--------|---|
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●自然災害等の突発的事由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。 ●融資額の全額を保証（100%）、保証料率は信用保証協会所定（概ね1.0%以内）。 ●無担保 8 千万円、最大で 2 億 8 千万円まで一般保証とは別枠で利用できます。 |
| 活用できる方 | <ul style="list-style-type: none"> ●下記（イ）（ロ）の両方に該当する事業者（間接的な被害を受けた方も含む） （イ）指定地域（災害救助法適用又は都道府県から指定の要請があつて、国が認めた地域）において1 年間以上継続して事業を行っていること。 （ロ）災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1 か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2 か月を含む3 か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要） |
| お問い合わせ | 都道府県等の信用保証協会 |

災害関係保証

| 支援の種類 | 信用保証 |
|--------|---|
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。 ●融資額の全額を保証（100%）、保証料率は信用保証協会所定。 ●無担保 8 千万円、最大で 2 億 8 千万円まで一般保証及びセーフティネット保証 4 号とは別枠で利用できます。 |
| 活用できる方 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊等の直接的な被害を受けた方（※市町村が発行する罹災証明書が必要となりますが、提出していただく時期につきましては柔軟に対応いたしますので、ご相談ください。）。 |
| お問い合わせ | 都道府県等の信用保証協会 |

職場適応訓練費の支給

| 支援の種類 | 給付・還付 |
|--------|--|
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給します。また、訓練生に対して雇用保険の失業等給付などを支給します。 ●事業者は、訓練費として職場適応訓練生 1 人につき 24,000 円/月（重度の障害者 25,000 円/月）が支給されます。短期の職場適応訓練については、960 円/日（重度の障害者 1,000 円/日）です。 ●訓練期間は、6 か月（中小企業及び重度の障害者に係る訓練等 1 年）以内です。短期の職場適応訓練については、2 週間（重度の障害者に係る訓練 4 週間）以内です。 |
| 活用できる方 | <ul style="list-style-type: none"> ●職場適応訓練は、激甚な災害を受けた地域において就業していて、災害により離職を余儀なくされた方などであつて、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行います。 イ 職場適応訓練を行う設備があること ロ 指導員としての適当な従業員がいること ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること |
| お問い合わせ | 公共職業安定所又は都道府県労働局 |

災害公営住宅の整備

| | |
|--------|--|
| 支援の種類 | 助成・補助 |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害により住宅を失った低額所得者に賃貸するための公営住宅を整備する場合等に、国が支援を行うことで地方公共団体の負担を軽減する特例制度です。 ●災害公営住宅の整備については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、住生活基本計画（都道府県計画）や地域住宅計画への位置付けを必要としません。 |
| 活用できる方 | ●地方公共団体 |
| お問い合わせ | 長野県、長野市 |

既設公営住宅等の復旧

| | |
|--------|--|
| 支援の種類 | 助成・補助 |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた既設公営住宅等（改良住宅・地域優良賃貸住宅（公共供給型））や共同施設（集会所、管理事務所等）を復旧する場合に、国が支援を行うことで地方公共団体の負担を軽減する特例制度です。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 公営住宅等が滅失した場合の再建 2. 公営住宅等が損傷した場合の補修 3. 公営住宅等を再建するための宅地の復旧 ●既設公営住宅等の復旧については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、住生活基本計画（都道府県計画）や地域住宅計画への位置付けを必要としません。 |
| 活用できる方 | ●地方公共団体 |
| お問い合わせ | 長野県、長野市 |

市街地再開発事業

| | |
|--------|--|
| 支援の種類 | 助成・補助 |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●市街地再開発事業は、中心市街地等の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場等の公共施設の整備の遅れている地区を再整備する事業です。 ●敷地を共同化し、高度利用することによって、多くの床や公共施設用地を生み出します。従前権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられます。高度利用によって新たに生み出された床の処分金収入は事業費にあてられます。 ●基本計画作成や調査設計、土地整備、共同施設整備などが助成対象となっております。 |
| 実施主体 | ●個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等 |
| お問い合わせ | 長野県、長野市 |

宅地耐震化推進事業

| | |
|--------|---|
| 支援の種類 | 助成・補助 |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●大地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落及び宅地の液状化による被害を防止するため、大規模盛土造成地などの変動予測調査及び防止対策を推進する事業です。 ●滑動崩落防止工事及び液状化防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用が交付対象です。 ●排水工、アンカー工、擁壁工等の滑動崩落防止工事及び地下水位低下工法等の宅地と公共施設との一体的な液状化対策に要する費用が交付対象です。 ●規模や家屋数などの一定の要件を満たしていることが必要です。 |
| 活用できる方 | ●地方公共団体、宅地所有者等（間接補助） |
| お問い合わせ | 長野県、長野市 |

住宅・建築物安全ストック形成

| | |
|--------|--|
| 支援の種類 | 助成・補助 |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●住宅・建築物等の耐震性の向上等を図る事業です。 ●住宅・建築物の耐震診断・補強設計・耐震改修及び建替え等の他、ブロック塀・天井・エレベーター等の耐震化、土砂災害対策、ハザードエリアにおける基準等に適合させるための改修及びアスベスト対策に係る改修等が補助対象となっています。 |
| 活用できる方 | <ul style="list-style-type: none"> ●住宅の耐震診断、補強設計、耐震・嵩上げ等の改修及び建替えを行う方が対象です。 ※都道府県・市区町村において、助成・補助する制度が設けられている場合のみ対象となります。 |
| お問い合わせ | 長野県、長野市 |

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

| | |
|--------|--|
| 支援の種類 | 補助 |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備を支援します。 |
| 活用できる方 | ●地方公共団体、民間企業 |
| お問い合わせ | 長野県、長野市 |

都市防災総合推進事業

| | |
|--------|--|
| 支援の種類 | 助成・補助 |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●防災上危険な市街地等において、地区レベルの防災性向上を図る事業です。 ●防災上危険な密集市街地等において、重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にし、住民等の防災意識の向上等を図るために行う災害危険度判定調査や、住民等のまちづくり活動を活性化するために行う事業が交付対象です。 ●避難地・避難路等の地区公共施設の整備、避難センター・津波避難タワー等の指定緊急避難場所の整備や耐震性貯水槽・備蓄倉庫等の避難場所の機能強化などが交付対象です。 ●激甚災害に指定された市町村を対象に、復興まちづくり計画の策定から公共施設や共同施設・修景施設等の整備までを一体的に支援するメニューがあります。 |
| 実施主体 | ●地方公共団体 |
| お問い合わせ | 長野県、長野市 |

土地区画整理事業

| | |
|--------|--|
| 支援の種類 | 助成・補助 |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●用地買収方式によらず、換地手法を用いて、道路、公園、河川等の公共施設を整備し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図ることにより、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給に資する事業です。 ●調査設計費や公共施設工事費、移転移設補償費などが助成対象となっております。 |
| 活用できる方 | ●地方公共団体等 |
| お問い合わせ | 長野県、長野市 |

街なみ環境整備事業

| | |
|--------|--|
| 支援の種類 | 助成・補助 |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●生活道路や公園・広場等の地区施設が未整備であったり、街並みが良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅や地区施設等の整備改善を行う事業です。 ●地区内の権利者等で構成される協議会組織による良好な街なみ形成のための活動や、街なみ環境整備方針及び街なみ環境整備事業計画の策定、生活道路や小公園などの地区施設整備のほか、地区住民の行う門・塀等の移設や住宅等の修景なども補助対象となっており、補助率は1/2又は1/3です。 |
| 活用できる方 | ●地方公共団体、土地所有者等 |
| お問い合わせ | 長野県、長野市 |

住宅市街地基盤整備事業

| | |
|--------|--|
| 支援の種類 | 助成・補助 |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●住宅及び宅地の供給を促進することが必要な地域における住宅建設事業及び宅地開発事業の推進を図るため、住宅宅地事業に係る関連公共施設等の整備を総合的に行う事業です。 ●道路、都市公園、下水道、河川、砂防設備等の公共施設整備のほか、多目的広場、公開空地、電線類の地下埋設等の居住環境基盤施設整備等が補助対象となっています。 |
| 活用できる方 | ●地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等 |
| お問い合わせ | 長野県、長野市 |

住宅市街地総合整備事業

| | |
|--------|--|
| 支援の種類 | 助成・補助 |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善など都市再生の推進に必要な課題に、より機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う事業です。 ●整備計画策定、住宅整備、公共施設の整備などが補助対象となっています。 |
| 活用できる方 | ●地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等 |
| お問い合わせ | 長野県、長野市 |

住宅地区改良事業

| | |
|--------|---|
| 支援の種類 | 助成・補助 |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進する事業です。 ●不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の設備、改良住宅（賃貸）建設、改良住宅（賃貸）用地取得造成、一時収容施設設置費、改良住宅（分譲）の共同施設整備などが補助対象となっています。 |
| 活用できる方 | ●地方公共団体 |
| お問い合わせ | 長野県、長野市 |

小規模住宅地区等改良事業

| | |
|--------|--|
| 支援の種類 | 助成・補助 |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を実施する事業です。 ●不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の設備、小規模改良住宅の建設などが補助対象となっています。 |
| 活用できる方 | ●地方公共団体 |
| お問い合わせ | 長野県、長野市 |

優良建築物等整備事業

| | |
|--------|--|
| 支援の種類 | 助成・補助 |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●市街地の改善整備、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るための事業です。 ●一定割合以上の空地確保や、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優れた建築物等の整備に対して、共同通行部分や空地等の整備などが補助対象となっています。 ●この事業には、「優良再開発型」「市街地住宅供給型」「既存ストック再生型」「都市再構築型」「複数棟改修型」の5つのタイプがあります。 ●マンション再建に活用できます。 |
| 活用できる方 | ●地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等 |
| お問い合わせ | 長野県、長野市 |

資料 21-1 各種災害復興支援制度の概要

防災集団移転促進事業

| | |
|--------|---|
| 支援の種類 | 助成・補助 |
| 制度の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害が発生した地域又は災害危険区域(※)のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する事業です。 (※) 災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域 ●住宅団地の用地取得造成、移転者の住宅建設・土地購入(ローン利子相当額)、住宅団地の公共施設の整備、移転促進区域内の宅地等の買い取り、移転者の住居の移転費用、事業計画の策定に必要な経費などが補助対象となっております。 ●住宅団地について、5戸以上(災害ハザードエリア外からの移転の場合には、10戸以上)かつ、移転しようとする住居の半数以上の戸数の規模であることが必要です。 |
| 活用できる方 | ●市町村(特別な場合は都道府県) |
| お問い合わせ | 長野県、長野市 |

がけ地近接等危険住宅移転事業

| | |
|--------|---|
| 支援の種類 | 助成・補助 |
| 制度の内容 | ●がけ崩れや出水等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の移転を行う方に対して、住宅の撤去費や動産移転費、仮住居費、新築する住宅の建設費等の費用の一部を補助する事業です。 |
| 活用できる方 | ●市町村(特別な場合は都道府県) |
| お問い合わせ | 長野県、長野市 |

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

| | |
|--------|---|
| 支援の種類 | 助成・補助 |
| 制度の内容 | ●市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、又は記載されることが確実であるがけ地のうち、激甚災害に伴い崩壊等が発生し、放置すると人家2戸以上又は公共的建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所においてがけ崩れ防止工事を実施する事業です。補助率は1/2です。 |
| 活用できる方 | ●市町村 |
| お問い合わせ | 長野県、長野市 |

災害弔慰金等補助及び災害援護資金貸付要綱

(昭和59年6月25日付59消第236号)

最終改正 令和元年8月1日

第1章 総則

(要旨)

第1 この要綱は、市町村が災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）並びにこの要綱の規定に基づき条例により災害弔慰金及び災害障害見舞金（以下「災害弔慰金等」という。）の支給又は災害援護資金の貸付けを行う場合に、県がその所要額について補助又は貸付けを行うことに関し必要な事項を定めるものとし、補助金の交付については長野県補助金交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 災害暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 遺族法第3条第2項に規定する遺族をいう。

第2章 災害弔慰金等の補助

(県の補助)

第3 県は、次の各号の一に該当する市町村（以下「補助対象市町村」という。）が行う災害弔慰金等支給事業に対し第5に掲げる金額を補助する。

- (1) 法第3条第1項の規定により、令第1条第1項に規定する災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行う市町村。
- (2) 法第8条第1項の規定により、令第1条第1項に規定する災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害がある住民（以下「障害者」という。）に対し災害障害見舞金の支給を行う市町村。

(補助対象基準額)

第4 補助対象市町村が行う災害弔慰金等支給事業に対し、県が補助する場合の補助対象基準額は、次の表の第1欄に定める種目ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

| 1 種目 | 2 基準額 | 3 対象経費 |
|---------|---|------------------|
| 災害弔慰金 | ア死亡者が災害弔慰金を受ける遺族の生計を主として維持していた場合500万円 イその他の場合250万円 | 市町村条例に基づく災害弔慰金 |
| 災害障害見舞金 | ア障害者とその世帯の生計を主とし維持していた場合250万円 イその他の場合125万円 | 市町村条例に基づく災害障害見舞金 |

(補助額)

第5 補助対象市町村が行う災害弔慰金等支給事業に対する県の補助額は、補助対象基準額に4分の3を乗じて得た額とする。

(死亡の推定及び支給の制限)

第6 第3の規定により県が補助する場合における死亡の推定又は支給の制限については、それぞれ法第4条及び法第5条の規定によるものとする。

(交付申請)

第7 補助対象市町村が交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)を作成し、これに関係書類を添えて毎年度1月20日までに正副3部(管轄地方事務所を經由して、県用正本1部、副本1部、地方事務所用1部とする。以下同じ。)を知事に提出すること。ただし、別に指示した場合はこの限りでない。

(交付の条件)

第8 この補助金の交付の決定には、規則第5条の規定により次の条件が付されるものであること。

- (1) 災害弔慰金等支給事業を中止し、又は廃止する場合は、それぞれ災害弔慰金等支給事業中止(廃止)承認申請書(様式第2号)、災害弔慰金等支給事業補助金交付申請取下書(様式第3号)を正副3部知事に提出し承認を受けなければならない。
- (2) この補助金と災害弔慰金等支給事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした災害弔慰金等補助金調書(様式第4号)を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(変更交付申請)

第9 補助金交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付の申請等を行う場合は、第7に定める申請手続に従いすみやかに変更申請書を提出すること。

(実績報告書)

第10 規則第12条により、補助対象市町村長は、災害弔慰金等支給事業実績報告書(様式第5号)を作成し、これに関係書類を添えて当該年度の3月31日までに正副3部を知事に提出すること。

第3章 災害援護資金の貸付け

(県の貸付け)

第11 県は法第10条第1項の規定により、令第3条に規定する災害により被害を受けた世帯の世帯主(以下「被災世帯主」という。)に災害援護資金を貸付ける市町村(以下「貸付対象市町村」という。)の災害援護資金貸付事業に対し、それに要する費用(以下「県費貸付金」という。)を、次の表に定める1世帯当たりの限度額を限度として貸し付ける。

| 区分 | 被害の態様 | 限度額 |
|-----------|--------------------------------|---------------------------|
| 世帯主が1か月以上 | ア他の被害がない場合 | 150万円 |
| | イ家財の3分の1以上の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 | 250万円 |
| | ウ住居が半壊した場合 | 270万円 特別の事情がある場合は350万円 |
| | エ住居が全壊した場合 | 350万円 |

| | | |
|-------------|--------------------------------|---------------------------|
| 世帯主が負傷しない場合 | ア家財の3分の1以上の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 | 150万円 |
| | イ住居が半壊した場合 | 170万円 特別の事情がある場合は250万円 |
| | ウ住居が全壊した場合 | 250万円 特別の事情がある場合は350万円 |
| | エ住居の全体が滅失した場合 | 350万円 |

- 2 県費貸付金の額は、次に掲げるものと比較して少ない方の額とする。
- ア 貸付対象市町村が令第4条に規定する所得の算定方法に基づいて算定した年間所得が令第5条に規定する額に満たない世帯の世帯主に対し、1の表の限度額をもって算出した額の合計値。
- イ 貸付対象市町村の実質貸付額（ただし、1世帯当たりの限度額以内とする。）

(貸付申請)

- 第12** 貸付対象市町村が県費貸付金の貸付けを受けようとするときは、災害援護資金の貸付申請書（様式第6号）を作成し、11月30日までに正副3部を知事に提出すること。ただし、別に指示した場合はこの限りでない。

(変更貸付申請)

- 第13** 貸付対象市町村が貸付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加貸付申請等を行う場合は、第12に定める申請手続に従い毎年度2月10日までに行うものとする。

(借用証書)

- 第14** 県は、貸付額の決定を行った後において県費貸付金の貸付けを行う。この場合において当該市町村は借用証書（様式第7号）を県に提出しなければならない。

(貸付利率)

- 第15** 県費貸付金の貸付利率は、延滞の場合を除き無利子とすること。

(償還期間等)

- 第16** 償還期間は、県費貸付金を受け入れた日の翌日から起算して11年間とすること。

(償還方法)

- 第17** 県費貸付金の貸付けを受けた市町村（以下「借受市町村」という。）は毎年度4月1日から9月30日までの間に被災者から償還のあった金額については、当該年度の3月15日までに、毎年度10月1日から3月31日までに償還された金額については、翌年度の9月15日までに、それぞれ期間ごとにまとめて県に償還するものとする。

(延滞金)

- 第18** 借受市町村は、履行期限までに債務を履行しないときは、延滞金として償還未済金につき、納付期限の翌日から履行する日までの期間に応じ年5パーセントの割合で計算した金額を県に納付しなければならない。

(一時償還)

- 第19** 県は借受市町村が法令又は要綱の規定に違反した場合には第17の規定にかかわらず県費貸付金の全部又は一部について一時償還を命ずることができるものとする。

2 借受市町村は、前項の一時償還を命ぜられたときは、県費貸付金の貸付けの日の翌日から履行する日までの期間に応じ、一時償還を命ぜられた額に対し年5パーセントの割合で計算した金額を県に納付しなければならない。

(繰上償還)

第20 借受市町村は、県費貸付金の全部又は一部を償還期限到来前に繰上げ償還しようとするときは、あらかじめ県の承諾を得なければならない。

(支払猶予)

第21 借受市町村は、法第13条第1項の規定により災害援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）に対し災害援護資金の償還金の支払を猶予したときは、借受人に対し支払猶予を行った旨を速やかに県に報告しなければならない。

(償還免除)

第22 県は、借受市町村が法第13条第1項の規定により借受人に対し災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対しその免除した金額に相当する額の県費貸付金の償還を免除するものとし、この場合において当該市町村は、借受人に対し償還免除を行った旨を速やかに県に報告しなければならない。

(保証債権の放棄)

第23 県は、借受市町村が法附則第3条第1項の規定により借受人の保証人に対して有する権利を放棄したときは、当該市町村に対しその権利を放棄した金額に相当する額の県費貸付金の償還を免除するものとし、この場合において当該市町村は、権利を放棄した旨を速やかに県に報告しなければならない。

(貸付状況に関する調査等)

第24 県は必要があるときは、借受市町村に対して貸付事務又は貸付金の状況に関し質問し、帳簿書類を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(貸付事業報告)

第25 借受市町村長は、県費貸付金貸付事業報告（様式第8号）により毎年度3月31日までに正副3部を知事に提出すること。

附 則

災害弔慰金の支給等に関する法律第12条1項の規定は、平成17年度の災害には適用されない。

附 則

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第103条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第16条の適用については、同令第14条第6項により、「11年」とあるのは「14年」とする。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から適用する。

長野市災害弔慰金の支給等に関する条例及び施行規則

長野市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 10 月 5 日
長野市条例第 59 号

| | | |
|----|---------------------------|---------------------------|
| 改正 | 昭和 50 年 6 月 25 日条例第 38 号 | 昭和 52 年 3 月 30 日条例第 13 号 |
| | 昭和 53 年 9 月 30 日条例第 44 号 | 昭和 56 年 12 月 26 日条例第 63 号 |
| | 昭和 57 年 12 月 25 日条例第 80 号 | 昭和 62 年 6 月 30 日条例第 41 号 |
| | 平成 9 年 9 月 30 日条例第 48 号 | 平成 16 年 12 月 28 日条例第 88 号 |
| | 平成 21 年 12 月 28 日条例第 86 号 | 平成 23 年 12 月 20 日条例第 35 号 |
| | 平成 31 年 3 月 29 日条例第 12 号 | 令和元年 10 月 21 日条例第 29 号 |

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にすること。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とすること。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹が

いるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

- 2 前項の場合において同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条から第11条までの規定により災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

（支給の手続）

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関して遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

（災害障害見舞金の支給）

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、その者（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用）

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 市は、令第 3 条に規定する災害により、法第 10 条第 1 項各号に規定する被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に規定する世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250 万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、災害を受けた住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さなければならない場合等特別な事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年）とする。

(利率及び保証人)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項、第 16 条及び附則第 2 条第 1 項並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

(災害弔慰金等支給審査会)

第 16 条 災害による死亡又は障害であるか否かの判定が困難な場合等に災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、長野市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

3 委員は、医師、弁護士その他の市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 17 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 18 条 審査会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(守秘義務)

第 19 条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(信州新町及び中条村の編入に伴う経過措置)

2 信州新町及び中条村の編入の前日に信州新町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年信州新町条例第 6 号）又は中条村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年中条村条例第 16 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（昭和 50 年 6 月 25 日条例第 38 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 1 月 23 日から適用する。

附 則（昭和 52 年 3 月 30 日条例第 13 号）

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行し、昭和 51 年 9 月 7 日以後に生じた災害に関して適用する。

附 則（昭和 53 年 9 月 30 日条例第 44 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

資料 21-3 長野市災害弔慰金の支給等に関する条例及び施行規則

附 則（昭和 56 年 12 月 26 日条例第 63 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の長野市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「新条例」という。）第 5 条の規定は昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和 57 年 12 月 25 日条例第 80 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長野市災害弔慰金の支給等に関する条例第 9 条から第 11 条までの規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和 62 年 6 月 30 日条例第 41 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長野市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成 9 年 9 月 30 日条例第 48 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 28 日条例第 88 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

（豊野町の編入に伴う経過措置）

2 この条例の施行の前日に災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年豊野町条例第 50 号）の規定により貸し付けた災害援護資金は、改正後の長野市災害弔慰金の支給等に関する条例第 12 条の規定により貸し付けたものとみなす。

附 則（平成 21 年 12 月 28 日条例第 86 号）

この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 20 日条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の長野市災害弔慰金の支給等に関する条例第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日条例第 12 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長野市災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年 10 月 21 日条例第 29 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（長野市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

2 長野市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 41 年長野市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

長野市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 10 月 5 日
長野市規則第 34 号

改正 昭和 57 年 12 月 25 日規則第 36 号 平成元年 1 月 9 日規則第 1 号
平成 31 年 3 月 29 日規則第 8 号 令和元年 10 月 21 日規則第 19 号
令和 3 年 8 月 20 日規則第 42 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長野市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年長野市条例第 59 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次の各号に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により、災害障害見舞金を支給するときは、次の各号に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民に対し、負傷し、又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第 1 号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第2号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書（様式第4号）を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した借用書（様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

る。

(償還金の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第 7 号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（様式第 8 号）を、当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨を決定したときは、支払猶予不承認通知書（様式第 9 号）を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書（様式第 11 号）を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第 12 号）を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類その他市長が必要と認める書類を添えなければならない。
 - (1) 借受人の死亡を証する書類
 - (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなつたことを証する書類
 - (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類
 - (4) 借受人が災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令（令和元年内閣府令第 22 号）第 1 条に規定する場合に該当することを証する書類
- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（様式第 14 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（様式第 15 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届（様式第 16 号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代つてその旨を届け出るものとする。

る。

(補則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 12 月 25 日規則第 36 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の長野市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (平成元年 1 月 9 日規則第 1 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する様式等の用紙等は、当分の間、必要な補正を加えて、これを使用することができる。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日規則第 8 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 10 月 21 日規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 8 月 20 日規則第 42 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

災害時における相談業務に関する協定（長野市と長野県弁護士会）

長野市（以下「甲」という。）と長野県弁護士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援のための相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及びそれに類する大規模な被害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者支援のための相談業務（以下「被災者相談業務」という。）を円滑かつ適切に実施するため必要な事項を定めるものとする。

（要請等）

第2条 甲は、災害時において、乙に対して被災者相談業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として書面により行うものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けた場合には、速やかに、乙の構成員の中から相談員を選出し、必要事項を甲に連絡するものとする。

（相談場所等の調整及び広報）

第3条 甲は、被災者相談業務を実施する場所等の調整及び広報に努めるものとする。

（被災者相談業務の実施等）

第4条 乙は、第2条第1項の要請に基づき、甲が指定する実施場所に相談員を派遣し、被災者相談業務を実施するものとし、長野県災害支援活動士業連絡会との連携が必要な場合には、調整を行うものとする。

2 甲は、被災者相談業務の実施に当たり、災害時応援協定等を締結している関係団体等との連携が必要な場合には、調整を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は甲に対し、被災者相談業務の実施状況その他必要事項について書面により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 被災者相談業務は無償とし、相談者に負担を求めないものとする。

2 乙は、甲に対し被災者相談業務に要する報酬その他の経費は、請求しないものとする。

（平常時からの連携）

第7条 甲及び乙は、平常時において、被災者相談業務を円滑かつ適切に実施するための情報交換等により、連携強化に努めるものとする。

（損害補償）

第8条 この協定に基づく被災者相談業務の実施において、乙に生じた損害の補償（第三者に対する損害賠償を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに、甲又は乙から何ら申し出がないときは、期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年10月4日

甲 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市

市長 加藤久雄 印

乙 長野市大字南長野妻科432番地

長野県弁護士会

会長 久保田明雄 印

災害時における被災者支援に関する協定書(長野市と長野県行政書士会長野支部)

長野市(以下「甲」という。)と長野県行政書士会長野支部(以下「乙」という。)は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、長野市内で地震や風水害等の大規模災害が発生した場合(以下「災害時」という。)において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談(以下「行政書士業務相談」という。)を相互に協力して実施することに関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(行政書士業務相談)

第2条 この協定において、「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

- (1) 罹災証明書申請書類に関する相談・申請支援業務
- (2) 自動車登録申請書類に関する相談
- (3) 相続関係書類に関する相談
- (4) 許認可申請書類に関する相談
- (5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- (6) その他行政書士法に定める業務に関する相談

2 要請する支援内容は、前項の第1号から第6号に規定する行政書士業務相談の中から、甲乙調整のうえ第4条第2項に定める方法により行うものとする。

(業務相談対象者)

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- (1) 災害により被害を受けた長野市内在住者(企業その他の団体等を含む。)
- (2) 災害により長野市外から同市内に避難した者
- (3) 前各号の者の親族、介護者又は現に支援にあたっている者で甲又は乙が必要と認めた者

(業務相談の要請)

第4条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して第2条に規定する行政書士業務相談を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として、甲が長野県弁護士会と締結した「災害時における相談業務に関する協定」(令和3年10月4日締結)に基づき、長野県災害支援活動士業連絡会を通じて行うものとする。なお、甲は、別途災害時支援要請書(別記様式)にて乙に要請することができるものとする。

(行政書士の派遣)

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、乙は長野県行政書士会とも協力して、可能な限り行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

(相談場所の調整及び広報)

第6条 甲は、災害時において乙に第4条第1項の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び広報に努めるものとする。

(報告)

第7条 乙は、業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時には、実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

(費用)

第8条 行政書士業務相談は無料とし、甲および第3条に掲げる相談対象者からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

資料 21-5 災害時における被災者支援に関する協定書(長野市と長野県行政書士会長野支部)

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに、甲又は乙から何ら申し出がないときは、期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年11月5日

甲 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市

市長 加藤久雄 印

乙 長野市大字南長野南県町1009番地3

長野県行政書士会長野支部

支部長 和田英幸 印

別記様式

令和 年 月 日

災 害 時 支 援 要 請 書

長野県行政書士会長野支部長 宛

長野市長

災害時における被災者支援協力に関する協定書第4条の規定に基づき次のとおり被災者支援を要請します。

| | | |
|------------------|----------------------|----|
| 要請担当者 氏名・電話番号 | 所属 | 職名 |
| | 氏名 | 電話 |
| 要請日時 | 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃 | |
| 要請内容 | | |
| 支援の場所 | | |
| 支援の期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | |
| 備 考 | | |